

直方市会計年度任用職員 募集案内

【全職種共通事項】

1. 応募条件

地方公務員法第16条に掲げる下記の欠格条項に該当しない者

＜欠格条項＞

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・直方市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 任用の方法

書類選考又は面接選考により任用を決定します。募集職種によっては実技試験や筆記試験を行うことがあります。

3. 勤務条件等

勤務条件等は職種により異なります。職種ごとの勤務条件等をご確認ください。

(1) 報酬等

- ・すべての職種において、報酬は実績払いです。月末締めの日21日払い（21日が土日祝の場合は直前の市役所開庁日に支給します。）。
- ・報酬等は、人事院勧告に伴い、任用後変更となることがあります。
- ・報酬のほか、所定の要件を満たした場合に期末手当と勤勉手当が支給されます。それぞれ在職期間や人事評価結果等を基に算定した金額を支給します。
- ・このほか、所定の要件を満たした場合に、別途、通勤手当に相当する費用弁償が支給されます。また、一部の職種においては特殊勤務手当相当の報酬が支給されます。

(2) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（忌引、夏季の休暇など）

※年次有給休暇の付与日数は、勤務形態により異なります。

(3) 社会保険及び災害補償

関係法令・条例等に従い、任用期間・勤務時間等に応じて、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・公務災害補償（労働者災害補償保険）等を適用します。

※任用期間・勤務時間等によっては、適用とならない場合や任用期間が変更となった場合、遡って適用する場合があります。

(4) その他

① 服務及び懲戒

会計年度任用職員には、正規職員と同様に、地方公務員法に定める以下の規定が適用されます。また、懲戒処分等の対象となります。

(ア) 服務の根本基準（第 30 条）

全体の奉仕者として公共の利益の為に勤務し、全力を挙げて職務に遂行しなければなりません。

(イ) 法令及び上司の命令に従う義務（第 32 条）

職務遂行にあたって、法令等各種規程に従うとともに、上司の職務命令に忠実に従わなければならない。

(ロ) 信用失墜行為の禁止（第 33 条）

その職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしたりしてはならない。

(ハ) 秘密を守る義務（第 34 条）

職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。退職後においても同様とする。

(ニ) 職務に専念する義務（第 35 条）

勤務時間中、全力を挙げて職務に専念しなければならない。

(ホ) 政治的行為の制限（第 36 条）

公の選挙において投票するように勧誘運動を行うなどの政治的行為をしてはならない。

(ヘ) 争議行為等の禁止（第 37 条）

ストライキ、怠業その他の争議行為又は市の機関の活動能率を低下させる怠業行為をしてはならない。

(コ) 営利企業等の従事制限（兼業の禁止）（第 38 条）

任命権者の許可を受けずに私企業を営むことや報酬を得て本来の業務以外の仕事をしてはならない。

② 条件付採用

採用後、1 か月間は条件付採用となります。採用後 1 か月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。ただし、採用後 1 か月間の勤務日数が 15 日に満たない場合は、その日数が 15 日に達するまで（最長任期の末日まで）延長します。

4. 申込方法

「直方市会計年度任用職員希望者登録申込書」の必要箇所に記入し、下記問い合わせ先に提出してください。

【問合せ先】

〒822-8501 直方市殿町 7 番 1 号

直方市役所 総合政策部 人事課 人事研修係

TEL：0949-25-2214